

八代市立図書館指定管理者募集要項

令和6年8月
八代市教育委員会
生涯学習課

目 次

1	指定管理者制度の導入目的	2
2	受託選定方法	2
3	対象施設の概要	2
4	指定管理者が行う管理の基準	4
5	指定管理者の業務等	5
6	法令の遵守	5
7	指定の期間	6
8	管理に要する経費	6
9	応募資格	6
10	提出書類	7
11	事業計画書等の作成要領及び留意事項	8
12	参考資料	9
13	申請書の提出方法及び提出期間	9
14	質問事項の受付及び回答	10
15	説明会の実施	10
16	選定方法	11
17	無効又は失格	13
18	選定委員会	13
19	市内事業者の優遇措置	14
20	優秀事業者の優遇措置等（モニタリング・評価）	14
21	選定結果の公表	14
22	指定管理者の決定及び管理事業者にかかる委託料	14
23	留意事項	15
24	業務の引継等について	15
25	添付資料・様式	15
26	八代市立図書館指定管理者候補選定に係るフロー	17

八代市及び八代市教育委員会（以下「市」という。）では、八代市立図書館（以下「図書館」という。）をより効果的・効率的に管理運営していただく指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 指定管理者制度の導入目的

市では、更なる図書館サービスの充実などの市民ニーズに対応するため、平成27年度から指定管理者制度を導入し、開館時間の延長、休館日の短縮などの利用機会の拡充、学校や地域での出張おはなし会や講座の実施など、子どもの読書活動の推進、電子図書の導入など多様な取組を行い、サービス向上を図ってきました。

今後も市と指定管理者が連携・協力し、質の高い図書館サービス及び市民読書活動の推進に努めていくことを目的としています。

本件の公募に関しては、地方自治法第244条の2第3項、八代市図書館条例第8条及び八代市立図書館施行規則第21条、令和6年3月に策定した八代市立図書館運営方針、八代市子ども読書活動推進計画〔第三次〕に基づき実施します。

2 受託選定方法

指定管理者指定申請書、事業計画書及び収支計画書等による公募型プロポーザル方式。

3 対象施設の概要

(1) 名称及び所在地

名 称	所 在 地
八代市立図書館 本館	〒866-0865 八代市北の丸町2番35号
八代市立図書館 せんちょう分館	〒869-4703 八代市千丁町新牟田1428番地2
八代市立図書館 かがみ分館	〒869-4202 八代市鏡町内田468番地1

(2) 施設の設置目的

市民の教育と文化の発展に寄与するため。

(3) 施設概要

ア 八代市立図書館 本館

区分	内容
竣工日	昭和 60 年 6 月
延床面積	2636.09 m ² (1 階 1,820.55 m ² 、2 階 815.54 m ²)
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
総工費	763,300 千円
主な施設内容	・1 階 一般開架、児童開架、学習コーナー、ブラウジングコーナー、視聴覚室、対面朗読室、おはなしコーナー、マルチメディアコーナー、中央カウンター、事務室、和室、移動図書館 ・2 階 調査研究室、集会室大・中・小、展示ホール、閉架書庫

イ せんちょう分館

区分	内容
竣工日	平成 16 年 4 月
延床面積	595.25 m ²
構造	鉄筋造平屋建
総工費	192,797 千円
主な施設内容	一般開架、児童開架、視聴覚コーナー、パソコンコーナー、学習コーナー、新聞雑誌コーナー、おはなし・絵本コーナー、展示コーナー、閉架書庫

ウ かがみ分館

区分	内容
竣工日	平成 11 年 4 月
延床面積	612 m ² (1 階の一部)
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建 ※八代市鏡文化センターとの複合施設
総工費	1,599,983 千円 (複合施設全体)
主な施設内容	一般開架、児童開架、視聴覚コーナー、学習コーナー、ブラウジングコーナー、おはなしの部屋、まんが文庫コーナー、閉架書庫、事務室

(4) 現在の管理運営形態

指定管理者による図書館業務及び施設管理運営

(5) 来館者数

(単位：人)

	R1	R2	R3	R4	R5
本館	429,978	302,492	238,919	286,687	169,364
せんちょう分館	101,734	34,346	30,820	43,665	56,397
かがみ分館	52,458	27,317	31,682	37,910	39,194
合 計	584,170	364,155	301,421	368,262	264,955

※来館者数は、自動計測装置（カウントアイ）を使用して計測。

※令和5年度から本館の来館者数は、ICゲートにより計測。

(6) 貸出冊数

(単位：冊)

	R1	R2	R3	R4	R5
本館	277,687	211,825	202,690	228,265	233,860
移動図書館	9,822	12,038	9,959	11,877	10,986
せんちょう分館	116,758	60,783	59,337	69,535	68,807
かがみ分館	100,990	59,681	83,005	92,369	92,992
合 計	505,257	344,327	354,991	402,046	406,645

※令和2～3年は、新型コロナウイルス感染症対策により閉館していた時期もある。

4 指定管理者が行う管理の基準

(1) 休館日

- ① 12月30日から翌年1月3日
- ② 施設点検日（月1回程度。本館第4水曜日、せんちょう分館第2火曜日、かがみ分館第4水曜日。ただし、その日が国民の祝日にあたるときはその翌日。）
- ③ 特別整理期間（年6日程度）

(2) 開館時間

【本館】

- ① 平 日：午前9時30分から午後8時まで
- ② 土日祝日：午前9時30分から午後7時まで

【分館】

平日・土日祝日：午前9時30分から午後6時まで

※ 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市の承認を得て、休館日、開館時間を変更することができます。

(3) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。

(4) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

(5) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、「八代市立図書館の管理運営に関する協定

書」(以下「協定書」という。)で定めます。

(6) その他

※本市における公の施設は、災害等の発生時において、避難場所等として重要な役割を担うことが想定されています。

※大規模災害など危機発生状況によっては、随時、本市より協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力する義務を負います。

5 指定管理者の業務等

(1) 図書館の管理運営に関する業務

(2) 図書館の利用に関する業務

(3) 集会室等の利用の許可に関する業務

(4) 施設等の維持管理及び修繕に関する業務

(5) その他、市が図書館の管理上必要と認める業務

※ 詳細については、別記1「八代市立図書館業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)に定めるとおりとします。

6 法令の遵守

図書館の管理運営にあたっては、本募集要項、仕様書のほか、八代市立図書館条例及び八代市立図書館施行規則の規定に従わなければならない。また、次に掲げる法令その他の関係法令等を遵守することとします。

ア 地方自治法、同法施行令、同法施行規則ほか行政関係法令

イ 図書館法、同法施行令

ウ 地方公務員法

エ 労働基準法、労働安全衛生法その他労働関係法令

オ 著作権法、同法施行令

カ 最低賃金法、同法施行規則

キ 子どもの読書活動の推進に関する法律

ク 文字・活字文化振興法

ケ 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

コ 八代市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、同施行規則

サ 個人情報の保護に関する法律、同施行規則、八代市情報公開条例、同施行規則

シ 八代市立図書館条例、同施行規則

ス 図書館員の倫理綱領

セ 八代市有財産取扱規則

ソ 八代市物品管理規則

タ その他関係法令

※指定期間中に上記に規定する法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とします。

7 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5ヵ年）を予定とします。ただし、管理を継続することが適当でないとするときは、指定を取り消す場合があります。

8 管理に要する経費

図書館の管理に要する経費は、市から支払う委託料及びコピー・公衆電話等の使用料によって賄うものとします。

委託料の基準価格は 692,080 千円です。（5ヵ年分総額）

八代市立図書館指定管理価格提案書（別紙1）に、基準価格の範囲内で提案価格を記入し、提出してください。

（消費税及び地方消費税を含む）

基準価格（千円） 5ヵ年分総額	内 訳（千円）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
692,080	138,416	138,416	138,416	138,416	138,416

※基準価格を超える提案があった場合には、第一次審査で失格となりますので、ご注意ください。

市が支払う委託料の額は、提案された額に基づき、指定管理者と市との間で締結する協定書で定めます。ただし、協定書の締結の日までに次に掲げる事情が生じた場合は、その都度、市と指定管理者候補者との協議の上、委託料を定めるものとします。

- （1）施設の使用料を利用料金として指定管理者が収受する場合における当該使用料の額の変更
- （2）その他特別な事情

なお、協定書の締結の日以降に、上記（1）及び（2）に掲げる事情が生じた場合並びに消費税率の改正があった場合についても、その都度、市と指定管理者との協議の上、委託料を定めるものとします。

9 応募資格

応募資格は、法人その他の団体であって、次の要件を全て満たす法人等とします。

- （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2）八代市から指名停止措置を受けていないこと。

- (3) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱（平成20年八代市告示第103号）第2条第4号に規定する暴力団等に該当する団体又は同条第5号に規定する暴力団等関係者に該当していないこと。
- (6) 会社更生法及び民事再生法による更生及び再生手続中でないこと。
- (7) 応募者の責に帰すべき事由により、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しの処分を、申請受付終了日から起算して過去2年以内に受けていないこと。
- (8) 応募者の責に帰すべき事由により、地方自治法第244条の2第11項の規定による業務の全部又は一部の停止の処分を受けていないこと。
- (9) 労働基準監督署から是正勧告を、申請受付終了日から起算して過去2年以内に受けていないこと。（是正勧告を受けている場合は、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。）
- (10) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又は指定期間開始までの登録を受ける予定であるもの（※インボイス制度の対応が必要な場合）
- (11) 大規模災害など危機発生の状況によっては、協力を求める可能性がある。八代市防災計画に基づき、別途「八代市立図書館災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結することができること。

10 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（八代市公の施設に関する指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成17年八代市規則第177号）様式第1号）
※ただし、共同企業体で申請される場合は、様式第1-1号を使用してください。
- (2) 八代市立図書館指定管理価格提案書（別紙1）
- (3) 八代市立図書館指定管理者事業計画書及び管理運営に関する収支計画書（別紙2-1～別紙2-11）
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

- (5) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度を含む過去3カ年における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類（ただし、団体設立後、3年未満の団体については、その間の実績分を提出してください。）
- (7) 申請の日の属する事業年度の前事業年度を含む過去3カ年における事業報告書、その他の団体の業務の内容を明らかにする書類（ただし、団体設立後、3年未満の団体については、その間の実績分を提出してください。）
- (8) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除きます。）
- (9) 納税証明書
 - ① 法人税、消費税及び地方消費税、県税等について未納がないことの証明書
 - ② 八代市の市税（同市税が課税されていない者で市外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の地方税）について未納がないことの証明書
- (10) 役員等名簿（別紙3）
- (11) 誓約書（別紙4）
- (12) その他市が必要と認める書類

※共同企業体で申請される場合は、別途ご連絡いただき、以下の書類もご提出ください。

- ① 業態カード（別紙5）
- ② 共同企業体協定書（別紙6）
- ③ 指定管理者指定申請書（共同企業体用）（八代市公の施設に関する指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成17年八代市規則第177号）様式第1-1号）
- ④ 資格認定申請書（共同企業体用）（様式第1-2号）

1 1 事業計画書等の作成要領及び留意事項

- (1) 提出する書類の規格はA4版縦長で片とじ・横書き・片面とします。
- (2) 事業計画書等は、1社1案とし、PRしたいポイントや記載内容の理由・背景など、提案趣旨を明確に示し、様式ごとに定められた枚数以内にまとめてください。（提出を求められていない資料を添付するなど過大なものとならないように留意すること。）
- (3) 市が配布する資料及び提示する資料は、企画提案に関する検討以外の目的で使用することを禁止します。

(4) 仕様書の内容を踏まえて提案してください。

12 参考資料

事業計画書の作成にあたっては、以下の資料を参考にしてください。

資料は、市のホームページ (<http://www.city.yatsushiro.lg.jp/>) からダウンロードしてご利用ください。

- (1) 八代市立図書館運営方針
- (2) 八代市子ども読書活動推進計画【第三次】
- (3) 八代市立図書館要覧
- (4) 八代市立図書館条例 及び 同施行規則
- (5) 八代市情報セキュリティポリシー
- (6) 八代市情報公開条例 及び 同施行規則
- (7) 八代市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例 及び 同施行規則
- (8) 八代市有財産取扱規則
- (9) 八代市物品管理規則
- (10) 八代市国民保護計画
- (11) 八代市総合計画
- (12) 八代市教育振興基本計画

13 申請書の提出方法及び提出期間

- (1) 提出先 八代市教育委員会 生涯学習課
〒869-4703 熊本県八代市千丁町新牟田1433
電話番号 0965-30-1110 (直通)
- (2) 提出期間
令和6年9月3日(火) から令和6年10月3日(木) 午後5時まで
なお、受間は平日の午前8時30分～午後5時までとする。

(3) 提出方法

提出場所へ直接持参又は郵送（書留郵便）によるものとします。ただし、郵送の場合は、提出期間最終日の午後5時までに必着とし、不慮の事故による紛失または遅配については考慮しません。 ※電子メール及びFAXでの提出は認めません。

(4) 提出部数

正本1部、副本15部とします。

(5) 注意事項

- ① 申請書提出に要する経費等はすべて申請者の負担とします。
- ② 提出書類はお返しできません。また、提出後の書類の追加・修正は認めません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。（使用は教育委員会内及び八代市指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）での検討に限ります。）
- ④ 提出された書類は、選定結果を公表する場合等において、市が応募書類の全部又は一部を使用できるものとします。
- ⑤ 提出された書類は、情報公開の請求により公開する場合があります。
- ⑥ 申請後、申請を取り消す場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

14 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和6年9月3日（火）から令和6年9月20日（金）午後5時まで

(2) 受付方法

八代市指定管理者応募に係る質問書（別紙4）に記入の上、電子メール又はFAXで提出してください。

E-Mail syogai@city.yatsushiro.lg.jp
FAX 0965-30-1120
担 当 永吉・佐美三・西村

(3) 質問事項の回答方法

質問事項の回答については、全ての質問事項に対し、令和6年9月26日（木）までに市のホームページに掲載します。

（八代市ホームページ <http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/>）

15 説明会及び見学会の実施

説明会を、次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する人の氏名をあらかじめ電子メール又はFAXで連絡してください。（様式は特にありません。）

- (1) 開催日時 **令和6年9月18日(水)** 午前10時から1時間程度
- (2) 開催場所 八代市立図書館 2F大集会室
〒866-0865 熊本県八代市北の丸町2-35
電話番号 0965-32-3385
- (3) 連絡先 E-Mail syogai@city.yatsushiro.lg.jp
FAX 0965-30-1120
担当 永吉・佐美三・西村

16 選定方法

- (1) 選定委員会において各委員が次の選考事項に沿ってそれぞれ審査した評点の平均点が最も高い申請者を指定管理者候補者として選定します。
また、その次に高いものを次点候補者として選定します。次点候補者の効力は、指定管理者候補者が図書館の管理運営業務を開始するまでです。
- (2) 指定管理者候補者に選定できる基準は、原則として、配点合計の100分の60以上とし、この基準を満たさない場合には、最も高い申請者であっても指定管理者候補者として選定いたしません。この場合、再公募などの方法により改めて指定管理者候補者を選定することとします。
なお、選定委員会が審査した結果、指定管理者候補者として適当な団体が無いと判断する場合があります。

(3) 企画提案項目と配点

以下の各項目を下記6段階で評価を行います。

評価	評価内容	項目評価点
5	非常に優れている。	配点×1.0
4	5と3の中間程度と評価されるもの。	配点×0.8
3	普通	配点×0.6
2	3と1の中間程度と評価されるもの。	配点×0.4
1	要求水準を満たしていない。	配点×0.2
0	記載なし	配点なし

評価項目		配点
1 市民の平等な利用が確保できるものであること。(10点)		
指定管理者としての適正		
① 法令を遵守し、公平性を維持する考え方と方策を持っているか。		5
② 多様な利用者ニーズに対し、公平性を維持できる体制となっているか。		5

2 事業計画書の内容が、図書館の効用を最大限に発揮させるとともに管理に係る経費の削減が図られるものであること。(50点)		
(1) 図書館の設置目的の達成に向けた取り組み		
① 図書館の設置目的にあった理念・運営方針をもっているか		3
② 「八代市立図書館業務仕様書」に示した図書館の基本方針を踏まえ、かつ図書館の設置目的を効果的・効率的に達成できる事業計画が提案されているか。		6
③ 図書館の設置目的にあった広報活動に関する提案がされているか。		3
(2) サービス向上に向けた取り組み		
① 提案事業・自主事業の企画が優れ、施設の効用を最大限に発揮する内容となっているか。		
ア 図書館の施設や蔵書の有効活用の考え方は適切か。		3
イ サービス業務(地域、児童、障がい者、企画展示、行事運営、ICT、読書等)の方針、内容、頻度等の考え方は適切か。		7
ウ 地域性や利用者の特性を生かしたサービス向上の考え方は適切か。		5
② 図書館の利用率を向上させる提案がされているか。		3
③ 利用者のニーズを把握するための方策や要望・苦情への対応が十分に考えられているか。		3
(3) 指定管理業務に係る経費		
① 提案額は市が設定する上限額を下回っているか。余剰金に対する提案がなされているか。		3
② 経費の縮減をするための提案がされているか。		3
③ 経費縮減によってサービスの低下を招いてないか。		3
(4) 収支計画		
① 収支計画が適正か		5
② 収支の計画が実現可能か(申請の内容が実施できるだけの費用が計上されているか)。		3
3 事業計画書の内容に沿った管理を安定して行なう能力を有するものであること。(40点)		
(1) 管理運営体制		
① 経営が安定しており、施設管理を継続的・安定的に行う能力を有しているか。		4
② 図書館事業の管理運営に実績はあるか。		4
③ 図書館の安全管理への配慮が具体的になっているか。		4
④ 緊急時の対応など危機管理体制が講じられているか。		4

(2)職員配置		
① 図書館の管理及び運営を行なうために適切な人員配置がされているか。		8
② 職員の教育・研修の実施など資質向上の提案がされているか。		4
(3)情報セキュリティ		
情報公開、情報セキュリティ体制及び個人情報保護条例への対応について十分な配慮があり、必要な措置を講ずる提案がされているか。		4
(4) 市民に親しまれる施設にする為の取組み		
① 市民に図書館を知ってもらえる、本と触れ合う取組みがなされているか。		4
② 本市あるいは地域の発展のため、事業協力や雇用など地域貢献に努力しているか。		4
合 計 点		100

※提案価格が基準価格を超えている場合は失格となり、採点されません。

※審査の結果、各委員の採点の平均点が最も高いものが、複数存在した場合、以下の基準で指定管理者候補者を決定します。

- ①平均前の総合得点が最も高いものに決定します。
- ②総合得点が同点であった場合は、提案価格が一番低いものに決定します。
- ③提案価格が同額であった場合は、後日くじ引きによって決定します。

17 無効又は失格

募集要項に記載している他、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期間などが守られなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められたもの

18 選定委員会

- (1) 開催日時 **令和6年10月18日(金)午後1時30分～を予定**

(2) 開催場所 八代市公民館 会議室（八代市千丁町新牟田1433番地）

(3) 内 容

① 申請団体によるプレゼンテーション

申請団体は事業計画書の内容及び特にPRしたいポイントについて、20分程度のプレゼンテーションを行います。プレゼンテーションは館長予定者が行ってください。

なお、選定委員会開催時に追加資料の配布等は認めません。

② ヒアリング等

プレゼンテーション後に、選定委員会委員から10分程度、ヒアリングを行います。

※ その詳細につきましては、後日連絡いたします。

19 市内事業者の優遇措置

管理業務ノウハウの地域内での蓄積、緊急時の対応、地域経済の活性化及び市税又は雇用の確保等を踏まえ、市内事業者と市外事業者（市内事業者と市外事業者の共同企業体を含む）が競合する場合は、市内事業者に配点合計の100分の5を与えるものとします。

なお、市内事業者のみで構成する共同企業体が申請した場合の加点は、配点合計の100分の5としますが、市内事業者と市外事業者が構成する共同企業体が申請したときは、共同企業体協定書に示された出資割合で按分して加点するものとします。

20 優秀事業者の優遇措置等（モニタリング・評価）

市では、指定管理者の応募意欲又はやる気を高めるための優秀指定管理者に対する優遇措置等を設けています。

市が行う指定管理期間の指定管理者評価において、ランクが「A」・「B」の優秀指定管理者に対して、今回の選考時に下記加点を行います。

また、上記の評価において、ランクが「D」・「E」の評価を受けた指定管理者に対しては、今回の選考時に下記減点を行います。

なお、これらの措置が適用されるのは、その指定管理者が前回指定を受けた施設に限られます。

評価結果	候補者選定委員会時における優遇措置の内容
「A」評価	総合得点に配点合計の10%を加点する。
「B」評価	総合得点に配点合計の5%を加点する。
「C」評価	加点・減点なし。
「D」評価	総合得点に配点合計の5%を減点する。
「E」評価	総合得点に配点合計の10%を減点する。

21 選定結果の公表

選定結果については、市のホームページで公表するとともに各申請団体に文書で通知し

ます。

2 2 指定管理者の指定及び管理業者に係る委託料

- (1) 指定管理者は、令和6年12月八代市議会の議決を経て指定されます。
- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る委託料総額は、令和6年度12月補正予算で設定した債務負担行為の限度額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

2 3 留意事項

- (1) 指定管理者候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理者候補者が「9 応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が「9 応募資格」に掲げる要件を欠くことになったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

2 4 業務の引継ぎ等について

指定管理者候補とは、令和7年4月1日からの業務開始に向けて、随時、協議や事務引継ぎを行っていきます。また、その経費については指定管理者の負担とします。

なお、指定期間の終了もしくは指定の取り消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく指定管理業務を遂行できるように引き継ぎを行うものとします。

2 5 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 八代市立図書館指定管理価格提案書（別紙1）
- (3) 八代市立図書館指定管理者事業計画書及び管理運営に関する収支計画書（別紙2-1～別紙2-11）
- (4) 役員等名簿（別紙3）
- (5) 誓約書（別紙4）
- (6) 八代市指定管理者応募に係る質問書（別紙5）
- (7) 八代市立図書館の管理運営に関する協定書（例）

- (8) 八代市立図書館業務仕様書（別記1・別冊）
- (9) 八代市立図書館管理業務委託（請負）承認申請書（別記2）
- (10) 管理業務の委託等先役員等名簿（別記2—添付資料）
- (11) 八代市立図書館管理業務委託（請負）承認書（別記3）
- (12) 情報セキュリティ対策特記事項（別記4）
- (13) 個人情報取扱特記事項（別記5）
- (14) 特定個人情報等の取扱いに関する特記事項（別記6）
- (15) 指定管理者制度導入施設におけるモニタリング・評価に関するマニュアル（別記7・別冊）
- (16) 支払計画書（別記8）
- (17) リスク分担と経費・管理責任等の区分（別記9）
- (18) 八代市立図書館自主事業実施承認申請書（別記10）
- (19) 八代市立図書館自主事業実施承認書（別記11）
- (20) 八代市立図書館災害時における施設利用の協力に関する協定（別記12）

《共同企業体》※共同企業体で申請する場合に必要です。

- (21) 業態カード（別紙6）
- (22) 共同企業体協定書（別紙7）
- (23) 指定管理者指定申請書（共同企業体用）（様式第1—1号）
- (24) 資格認定申請書（共同企業体用）（様式第1—2号）

《その他》

- (25) ※1 消費税改正通知
- (26) 平面図（別添）
- (27) 八代市立図書館備品一覧（別冊）

26 八代市立図書館指定管理者候補選定に係るフロー



【問い合わせ】

八代市教育委員会 生涯学習課

担当：永吉・佐美三・西村

〒869-4703 熊本県八代市千丁町新牟田 1433

電話番号 0965-30-1110（直通）

FAX 番号 0965-30-1120

E-mail syogai@city.yatsushiro.lg.jp

●八代市ホームページ

<https://www.city.yatsushiro.lg.jp/>

●八代市立図書館ホームページ

<https://www.yatsushiro-lib.jp/>